

改 正 案

現 行

（電子情報処理組織を使用した許可の手続等）

（電子情報処理組織を使用した許可の手続等）

第一条の二 次の各号に掲げる者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）

第一条の二 次の各号に掲げる者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）

第三条第一項の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織を含む。次条において同じ。）を使用して申請をするときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる申請様式に記載すべき事項を当該各号に掲げる申請をする者の使用に係る入出力装置（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。）から入力しなければならぬ。

第三条第一項の規定により電子情報処理組織（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により当該電子情報処理組織とみなされる同法第二条第一号に規定する電子情報処理組織を含む。次条において同じ。）を使用して申請をするときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる申請様式に記載すべき事項を当該各号に掲げる申請をする者の使用に係る入出力装置（経済産業大臣が告示で定める基準に適合するものに限る。以下「特定入出力装置」という。）から入力しなければならぬ。

一・二（略）

一・二（略）

三 法第四十八条第一項の規定による輸出の許可及び令第二

2・3（略）

2・3（略）

4 経済産業大臣は、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれ記載すべき事項を専用電子計算機に備えられたファイルに

4 経済産業大臣は、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、同項第三号の申請を許可し、及び承認したときは別表第五で定める

記録するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。

様式による輸出許可・承認証に、それぞれ記載すべき事項を専用電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、経済産業大臣は、申請者の求めがあつた場合において、第一項第一号の申請を許可したときは別表第三で定める様式による輸出許可証に、同項第二号の申請を承認したときは別表第四で定める様式による輸出承認証に、同項第三号の申請を許可し、及び承認したときは別表第五で定める様式による輸出許可・承認証に、それぞれその旨を記入し、申請者に交付するものとする。

改正案	現行
<p>（申請者の届出）                      第二条の三（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第三で定める様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（申請者の届出）                      第二条の三（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別表第三で定める様式による申請者届出書に記載すべき事項を特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該様式による申請者届出書にその旨を記入し、<u>経済産業大臣に届け出なければならない。</u></p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（申請者の届出）            第一条の三（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別紙様式第六の三による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（銀行等又は資金移動業者の確認事務の実施手続）            第八条 銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）又は資金移動業者（資金決済に関する法律（平成十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一項第一号若しくは第二号に規定する取引に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該取引又は支払等に係る許可証又は延長許可証若しくは変更許可証（第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、経済産業大臣の許可を受けていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。</p> <p>2 銀行等又は資金移動業者は、その顧客の支払等が法第十七条</p>	<p>（申請者の届出）            第一条の三（略）</p> <p>2 前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織（専用電子計算機と特定入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用を廃止しようとするときは、速やかに別紙様式第六の三による申請者届出書に記載すべき事項を特定入出力装置から入力し、及び専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該様式による申請者届出書にその旨を記入し、経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（銀行等の確認等）            第八条 銀行等（法第十六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）は、その顧客の支払等が法第十七条第一項第一号若しくは第二号に規定する取引に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該取引又は支払等に係る許可証又は延長許可証若しくは変更許可証（第三項において「許可証等」という。）の提示を求め、経済産業大臣の許可を受けていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。</p> <p>2 銀行等は、その顧客の支払等が法第十七条第一項第三号の規</p>

第一項第三号の規定に基づく令第七条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該貨物の輸入に係る輸入承認証の提示を求め、経済産業大臣の輸入の承認を受けていること確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。

3 銀行等又は資金移動業者は、前二項の規定による確認の上その顧客と支払等に係る為替取引を行ったときは、当該顧客から提示を受けた許可証等又は輸入承認証の裏面の「銀行等又は資金移動業者の記載欄」に当該支払等に係る為替取引を行った年月日及び金額を記入の上、確認印を押印し、当該許可証等又は輸入承認証を当該顧客に返還するものとする。

(許可を要しない役務取引等)

第九条 (略)

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 一三 (略)

三の二 核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の実施のために国際原子力機関に対して行う技術を提供する取引

三の三 **化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十条で規定する国際機関の指定する者が、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約で定める範囲内で、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質又はこれらの物質の原料となる物質を取り扱う場所その他の場所であつて国際機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは撮影し、関係者に質問し、又は試験のために必要な最**

定に基づく令第七条第四号に規定する貨物の輸入に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該貨物の輸入に係る輸入承認証の提示を求め、経済産業大臣の輸入の承認を受けていること確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。

3 銀行等は、前二項の規定による確認の上その顧客と支払等に係る為替取引を行ったときは、当該顧客から提示を受けた許可証等又は輸入承認証の裏面の「銀行等の記載欄」に当該支払等に係る為替取引を行った年月日及び金額を記入の上、確認印を押印し、当該許可証等又は輸入承認証を当該顧客に返還するものとする。

(許可を要しない役務取引等)

第九条 (略)

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 一三 (略)

(新設)

(新設)

小限度の分量に限り試料を無償で収去するときの当該国際機関が指定する者に対して行う技術を提供することを目的とする取引

四十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令 別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

（一） (略)

（二） 当該プログラムの使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ロ 令別表の九の項の中欄に掲げるプログラムであつて、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によつて書面により確認できるものを提供する取引。ただし、外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令

四十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令 別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

（一） (略)

（二） 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ロ 令別表の八の項及び九の項の中欄に掲げるプログラムであつて、経済産業大臣が告示で定めるもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するものを提供する取引。ただし、外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イ、ロ及びニのいずれかに（輸出令別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売

3

別表第三の二に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

(一) (略)

(二) 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によつて変更できないもの

(三) 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ハ・ニ (略)

(略)

3

されるものに限る。）又は当該地域に該当する外国の非居住者に提供する取引にあつては、第七号イからニまでのいずれかに）該当するものを除く。

(一) (略)

(二) 暗号機能が使用者によつて変更できないもの

(三) 使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ハ・ニ (略)

(略)